

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 管理者の新設又は変更の許可
原 権 者 (委 任 先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条 第 1 項 第 1 号 ~ 第 6 号、第 8 号 (許可の基準) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 5 条 (管理者の新設又は変更の許可申請)
審 査 基 準 : 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条 第 1 項 第 1 号 から 第 6 号 までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 2 5 日 以 内 で 各 都 道 府 県 警 察 の 実 情 に 応 じ て 期 間 を 定 め る 。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :